

# 第3回厚木市中学校部活動の在り方検討委員会会議録

## 会議概要

会議主管課	教育部 教育指導課
開催日時	令和7年12月2日（火曜日）午後3時から5時10分
開催場所	厚木市役所第二庁舎4階 教育委員会会議室
出席者	厚木市中学校部活動の在り方検討委員8人 教育部 教育指導担当部長、教育指導課長、 事務局（教育指導係員、教育振興係員）
説明者	教育指導課指導主事1人

傍聴者4人

委員9人中8人出席（過半数）により会議は成立

会議の経緯は次のとおりです。

1 開会 事務局

2 教育指導課長あいさつ

3 議事

（1）児童・保護者アンケートの結果について 資料1～3に基づき事務局から説明

《質疑応答》

委員：調査期間を延長した児童及び児童保護者の回答率はどの程度であったか。

事務局：回答率は、児童が約41%、児童保護者が約32%という状況である。

委員：今後、ブロック制の地域展開を進めていく上でのヒントとなる児童の回答はあったか。

事務局：ブロックごとの回答数にばらつきがあるため単純比較はできないが、現在の習い事の状況については、ブロックによって若干の差はあった。

委員：「習い事をしていない」理由はさまざま考えられるが、地域ごとの状況が影響している可能性もある。こうした地域差が生じにくく仕組みを検討する必要があるかもしれない。

委員：保護者アンケート内にある「地域展開する上で不安なこと」について、最も回答が多い項目は「活動場所への移動」である。地域クラブ活動になることで、自転車による移動が可能になると踏まると、送迎の負担は軽減されるのではないかと思われる。また、ブロックで活動するため移動範囲が限定されることが分かれれば、保護者の回答も変わってくる可能性がある。

委員：やはり、保護者としては活動場所までの移動が気になっているところである。小学生の習い事では自転車や公共交通機関を利用しているが、部活動では自転車が使用できない。今後、地域クラブ活動に移行し、自転車で移動できるようになれば、保護者の負担軽減につながると思われる。

委員：会費等の経済的負担を指摘する保護者も多い。私も、部活動に代わる地域クラブ活動となることで費用が発生する点を懸念している。

委員：無理に推し進めることはできないが、移動については、小学校6年生から中学校1年生に移行する際に多少のハードルはあるものの、慣れれば問題ないと考えてい

る。一方、種目を増やす中で最も課題となるのは、やはり指導者を確保するシステムの構築と指導者への謝金を含めた財政面の確保である。さらに、どの拠点がハブとなって運営するかも大きな課題となる。

委 員：児童アンケートによると、部活動にはない「ダンス」が入学後に取り組みたい活動、現在習っている活動として多く挙げられている。特に数字が多いため、この児童たちは外のクラブで活動するのか、サポートクラブで活動するのかを注視する必要がある。さらに、平日に部活動に参加する場合は費用がかさむことになるため、その点も考慮する必要がある。費用面については、会費を集めて指導者へ謝金を支払うシステムの構築が課題となる。また、参加者にはばらつきがあると、費用負担に差が生じる可能性があり、納得感を得づらくなってしまうことも考えられる。こうした課題をクリアしていくためにも、運営を統括する運営団体が重要になる。

事務局：ダンスについては、地域クラブ活動として実施する場合、サポートクラブの扱いとなる。

## (2) 情報提供について

ア 厚木市中学校部活動地域展開推進計画策定方針 資料4に基づき事務局から説明  
《質疑応答》  
なし

イ 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（案）  
資料5に基づき事務局から説明

《質疑応答》

委 員：国から1ヶ月の時間外在校等時間について、45時間以内という上限の目安が示されているが、今回改訂されるガイドラインにおいてその辺りの考え方には変化はあるか。

事務局：現時点において、時間外在校等時間について、上限時間が変更になったということは示されていない。

委 員：現状の中学校教員の勤務実態を踏まえると、指導を希望する教員がどの程度休日の地域クラブ活動において兼職・兼業として指導に携われるのか不安である。

事務局：先日、県の教育委員会と情報交換会を行った際に、兼職兼業について現在取り組んでいる自治体の事例を聞いたところ、休日は月に2回程度の勤務形態であるとのことであった。

委 員：教員の働き方の観点から、月45時間以内に抑えていくことは重要である。そうすると、教員以外の指導者をしっかりと確保する必要があり、同時に相応の予算が必要になると思われる。

## (3) 地域クラブ活動の在り方について 事務局から説明

委 員：厚木市にある地域総合型スポーツクラブとは。

事務局：現在、市内には「SCD スポーツクラブ」と「OGINO スポーツアカデミー」の2団体がある。

委 員：総合型地域スポーツクラブは、多志向・多種目・多世代を対象としている。どのレベルの指導者を求めるかにもよるが、新しいガイドラインの基本的な考え方には「活動内容の質的な向上も図る必要がある」と示されており、求められる水準が高

い。兼職兼業の教員が難しい場合、外部人材に頼ることになるが、一定レベルの指導者を確保するための予算面が大きな課題となる。

委 員：指導者には、これまで学校が把握していた生徒一人一人の情報なども理解した上で指導する必要があると思うが、その情報をどのように得るかという点も重要なとなる。地域展開によって、活動の選択肢が広がるというメリットはある一方で、校内で行われていたからこそ参加のハードルが低かったものが、地域展開によって移動が必要となったりすることで、参加が難しくなるケースも考えられる。また、「障害のある生徒の活動機会の確保」が求められていることから、その点に対する十分な配慮も必要である。

委 員：運動系のデータは資料にあるものの、文化系については小規模で活動している団体も多いと推測され、今後、受け入れ先として検討するためにも、文化系団体の実態について調査を進め、情報を把握しておく必要がある。

委 員：吹奏楽については、楽器ごとに専門の指導者を確保する必要はないと思われる。一方で、楽器の運搬が大きな課題であり、トラックなどの運搬手段が必要となるほか、その費用も発生する。どこに保管するか、学校備品を使用する場合の扱いなども検討が必要である。さらに、発表の機会がなければ生徒のモチベーションは上がりづらいため、その点についても考えておく必要がある。なお、教員免許を持っているものの教員として勤務していない人材もおり、教育について学んできた人材を地域で活用できると良い。

委員長：ここで暫時休憩とします。再開は、4時15分としますので、よろしくお願ひします。

委 員：指導者を派遣するだけでなく、大学の練習に中学生を参加させて一緒に練習する取り組みもある。その場合、大学生にとっては指導の機会となり、特に教職課程の学生にとっては非常に良い学びの場になるという話も聞いている。大学を巻き込んで取り組みを進めていくことは、有効な方法の一つであると考える。

委 員：市内にもスポーツに力を入れている大学が存在しており、大学へ協力を依頼することは十分に考えられる。費用面の課題はあるものの、大学側にとっては地域貢献としての広報効果も期待できる。

委 員：指導者を確保していくにあたり、運営団体を設立してから指導者を探していくのか、それとも一刻でも早く指導者を確保していくのか、どちらの方針を取るのか。

事務局：運営団体の設立とは別で、指導者の確保に向けて積極的に取り組んでいきたい。

委 員：指導者について、範囲は厚木に限定するのか、それとも神奈川県全体まで広げて考えていくのか、どちらか。現在、中文連では以前は厚木に在った昭和音楽大学と連携している事例もある。

事務局：引き受けいただける実施主体があれば、市内に限定する必要はないと考えている。

委 員：例えば、大学生が引率や指導に当たる指導者になりえるのか。

事務局：なりうる。

委 員：指導者の役割として、何をどこまで行うのかをあらかじめ明確にしておく必要がある。

事務局：指導者を登録する際には、研修の内容を充実させていきたい。

委 員：運営団体をどう置いていくかが要になる。

事務局：先日、県教育委員会との情報交換会において、自治体ごとに役割分担には違いが

あるものの、運営団体については総合型地域スポーツクラブが担っているケースが多いとの説明を受けた。

委 員：資金の問題が大きいと思う。現状、一度にすべての種目を受け入れることはできないと思うが、一つずつであれば対応できる可能性もある。

委 員：アンケートの結果からも、保護者の方々は、まだ実態を十分に理解していない状況である。厚木市が進めようとしている4ブロック制について、どの時点で保護者や教員に説明していくのかにもよるが、完全実施に向けて何か試験的に行っていくことを考えているか。

委員長：中体連の立場からどうか。

委 員：厚木市としての方向性が明確になった段階で試行的に取り組みを始めるのが良いと考える。しかし、中学校の体育連盟は厚木・愛甲地区で組織されており、愛川町や清川村への配慮も必要である。そのため、厚木市のみで単独実施することについては慎重な対応が求められる。合同となる部活や学校数はその年の部員数などで流動的だが、現在、軟式野球部は依知中と相川中、男子バスケットボール部は相川中と緑中、ソフトボール部は厚木中・小鮎中・睦合東中、サッカーチームは玉川中と東名中が、それぞれ合同チームを編成している。自治体を越えて活動している競技もあるため、その点を尊重することも重要である。

委員長：柔軟に対応していることは分かったが、課題となることは。

委 員：平日はそれぞれの学校で活動しているため、チームとして練習できる機会が限られている。

委員長：すでに合同チームで取り組んでいる種目があることがわかった。中文連はどうか。

委 員：美術部は、年に1回の行事としてスケッチ大会を実施しているが、合同で作品を制作することは聞いていない。吹奏楽部についても、現時点では合同チームで演奏会を開いたり、コンクールに出場したりすることは聞いていない。ただし、他校との交流を目的として、3年生が合同演奏を行う機会はある。

委 員：急進的に地域へ展開するよりも、段階的に進めることで課題が明らかになる。先を見越して試験的な取り組みを行うことは、保護者や子どもたちの安心感につながると思う。

委 員：そうした取り組みを進めていくためにも、まずは保護者や教員への周知が重要であると考える。

委 員：地域展開の実施時期を迎えたときに生徒に混乱が生じないようにすることが重要である。現在、厚木市では中学校選択制が導入されており、部活動等を理由に住所地に基づく指定学校以外へ選択することができる。もし令和X年の夏以降に地域クラブ活動が開始される場合、対象となるのは中学2年生から。つまり、その生徒が中学校を選択する小学6年時点、すなわちX-2年前の時点で周知しておく必要がある。

委 員：「部活動クラブ」はイメージがつきやすいが、「サポートクラブ」と「パートナークラブ」は似ている。聞いたときにすぐイメージできる名前になると良い。

事務局：今後、検討する。